

# 令和8年度鹿児島県生活困窮者自立支援事業（包括的自立支援事業） 業務受託団体募集要項【南種子くらし・しごとサポートセンター】

## 1 趣旨

この事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）に基づく各種事業を総合的かつ包括的に実施し、生活困窮者の自立を促進するとともに、貧困の世代間連鎖を防止することにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の形成を図るために取り組むものです。

本要項に基づき、この事業の適正かつ効果的な実施が最も期待できる団体を選定します。

## 2 応募できる団体

この事業の業務委託団体に応募できるのは、公益法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人などの法人格を有し、次の（1）～（6）の要件を備えている団体です。

また、上記団体で構成される連合体も応募できます。その場合は、各構成団体が同要件を備え、構成する団体間で、応募及び事業実施に必要な諸手続きを担当する幹事団体をあらかじめ決めるとともに、協定書等で各構成団体の役割と責任等を明らかにしておくことが必要です。

なお、単独で応募した団体が他の連合体の構成団体として応募するなど、重複して応募することはできません。

- （1）委託業務を的確に遂行する能力を有すること
- （2）定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- （3）県内に事務を行う事務所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動の実績があること  
ただし、団体としての活動実績がない場合でも、自立相談支援機関における支援実績が1年以上ある相談支援員等を常勤職員として事業を実施する職員の過半数以上を雇用している場合は、当該内容が証明できる書類（書式任意）を提出することにより、当該要件を満たしていることとみなすことができるものとする。
- （4）実施しようとする事業の内容が定款や規約等に適合していること
- （5）法律により所轄庁への事業報告書の提出等の義務を有する団体については、その義務を履行していること
- （6）次のいずれにも該当しないこと
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する団体
  - イ 鹿児島県税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
  - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる団体
  - エ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体
  - オ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

## 3 事業の種類

生活困窮者の自立を促進するための次の5事業を実施します。

- （1）自立相談支援事業（法第3条第2項に規定する事業）
- （2）就労準備支援事業（法第3条第4項に規定する事業）
- （3）居住支援事業（法第3条第6項に規定する事業）
- （4）家計改善支援事業（法第3条第5項に規定する事業）
- （5）子どもの学習・生活支援事業（法第3条第7項に規定する事業）

## 4 事業内容の要件

事業の内容は、次の（1）～（6）を全て満たす必要があります。

- (1) 営利を目的としないこと
- (2) 生活困窮者自立支援制度の理念に基づく、生活困窮者の自立支援を通じた地域づくりであること
- (3) 生活困窮者を包括的に支援すること
- (4) 事業目的を達成するため、多様な主体と協働すること
- (5) 団体の特性（専門性、柔軟性、自発性、個別性、多様性、機動性等）を活かすこと
- (6) 事業の実績や成果を団体の営利事業に活用しないこと

## 5 事業の対象地域

事業は、南種子町の地域を対象とします。

## 6 主たる事務所

事業を実施する主たる事務所（南種子くらし・しごとサポートセンター）を南種子町内に設置するものとします。

なお、サテライトオフィスを設置することは、妨げません。

## 7 事業の実施体制

### (1) 職員

主たる事務所には、主任相談支援員を担う常勤職員を少なくとも1人（後述する常勤職員（専任）が兼務することも可）、相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計改善支援員及び子どもの学習・生活支援員を担う常勤職員（専任）を少なくとも1人配置します。

### (2) 多様な主体との協働

事業目的を達成するため、関係機関・団体など多様な主体と協働する仕組みを構築します。

## 8 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 9 事業費（委託料）

### (1) 事業費の上限額

事業費（消費税及び地方消費税を含む。）は、5,244,000円を上限とし、各事業の事業費の基準額は、次のとおりとします。

本公募は、令和8年度当初予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、実際の事業実施には当該予算案の県議会での可決・成立が必要となります。

このため、本公募では県議会における予算成立を前提として、委託候補者の選考を行うこととなり、正式な決定は令和8年度当初予算の成立後に行います。

また、今後の予算成立までの過程で事業内容等を変更する可能性があります。

事業名	基準額（円）
自立相談支援事業	3,442,000
就労準備支援事業	730,000
居住支援事業	26,000

家計改善支援事業	293,000
子どもの学習・生活支援事業	753,000

## (2) 対象となる経費

事業の対象となる経費及び主な使途は、次のとおりです。

対象経費	主な使途
給料	職員の給料
職員手当等	職員の各種手当
共済費	職員の雇用保険、健康保険、厚生年金、児童手当拠出金、労災保険料、一般拠出金
報酬	非常勤職員の報酬
報償費	研修講師や事業助言者、協力事業所・ボランティアスタッフの謝金
旅費	職員の活動旅費・研修旅費、研修講師や事業アドバイザー等の旅費
賃金	臨時職員の賃金
需用費	
消耗品費	事務用品、学習支援の教材
燃料費	自動車のガソリン代
印刷製本費	相談支援用資料（記録用紙、支援会議資料、学習教材）、広報用チラシ、研修資料の印刷費
光熱水費	事務所の電気代
修繕料	事務所設置に係る部屋の修繕経費（看板やパーテーション等）
会議費	会議開催経費
役務費	
通信運搬費	切手・はがき代、郵送料、運送料金
手数料	振込手数料
保険料	自動車の自賠責保険料、行事参加者の損害保険料
委託料	業務の一部を委託する経費
使用料及び賃借料	自動車・事務機器のレンタル料、事務所設置場所・行事会場・電話回線の使用料
備品購入費	単価30万円未満の備品
負担金	職員が参加する研修の参加費、加盟団体の負担金
扶助費	居住支援対象者の住宅扶助費
入所者食料費	居住支援対象者の食事代
入所者日用品費	居住支援対象者に支給する日用品費
原材料費	居住支援対象者に提供する食事の材料費

※ 備品の整備は、本事業の目的を達成するために真に必要不可欠であり、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限ります。

## (3) 会計処理

### ア 会計区分

事業の会計は、団体（連合体の場合は構成団体を含む。）の他の経理と明確に区分するものとします。

### イ 会計帳簿類の保管

会計帳簿類（証拠書類）を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

#### （4）財産の管理

##### ア 事業終了後の財産の帰属

事業の成果品及び取得し、又は効用の増加した財産は、原則として県に帰属しますが、団体が経費を負担する場合の成果品や財産の帰属については、仕様書等で定めることにします。

##### イ 財産の管理及び使用

事業により取得し、又は効用が増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとし、県知事の承認を受けないで、事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならないものとします。

## 10 応募方法

#### （1）応募期間

令和8年2月12日（木）～2月25日（水）午後5時まで（必着）

#### （2）応募方法

（3）の応募書類を応募先に郵送、又は直接お持ちください。  
ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。

#### （3）応募書類

ア 申請書（様式第1-1, 1-2号） 1部

イ 事業計画書（様式第2-1～2-3号） 5部

ウ 添付資料 1部

（ア）団体（連合体の場合は各構成団体）の定款、規約、又はこれに代わるもの

（イ）登記事項証明書

（ウ）団体（連合体の場合は各構成団体）の直近の事業報告書、活動（収支）計算書及び貸借対照表又は財産目録

（エ）鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に基づく誓約書及び団体（連合体の場合は各構成団体）の役員等名簿（様式第3号）

（オ）納税証明書（原本）

- ・ 県地域振興局・支庁が発行する県税（全税目）の納税証明書
- ・ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

（カ）連合体の場合は各構成団体の役割と責任等を明らかにした協定書等

（キ）その他、団体の活動や事業内容に関する資料（任意）

※ 申請書等の様式は、県のホームページに掲載していますので御利用ください。

ホーム > 健康・福祉 > 社会福祉 > 生活困窮者自立支援制度 > 南種子町地域における令和8年度鹿児島県生活困窮者自立支援事業（包括的自立支援事業）の業務受託団体を募集します。

#### （4）留意事項

ア 応募は、1団体1件とします。

イ 提出後に応募書類を差し替えたり、修正することはできません。

ただし、県が補足書類の提出や応募書類の補正を求めた場合は、この限りではありません。

ウ 提出された応募書類は、返却しません。

ただし、企画提案応募取下げ願（様式第4号）が提出された場合は、返却します。

エ 応募に要する経費は、応募団体の負担になります。

## 11 質問の受付・回答

### (1) 受付期間

令和8年2月19日（木）午後5時まで

### (2) 受付方法

質問書（様式第5号）により質問先に電子メールで質問してください。

### (3) 質問先

鹿児島県保健福祉部社会福祉課地域福祉支援係

メールアドレス：swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp

### (4) 回答

県のホームページ上に掲載します。

なお、事業計画書等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けません。

## 12 審査・選考方法

### (1) 審査・選考方法

複数の団体が応募した場合、設置する選考委員会において、「13 審査基準」に基づき応募書類の審査を行い、最も評価が高かった団体を委託候補者とし、次に評価が高い団体を次点とします。

なお、選考の結果については、文書で通知します。

### (2) 事業内容等の確認

審査の過程で応募内容に不明な点があれば、応募団体に電話で確認させていただくことがあります。

### (3) 実施条件

選考に当たっては、事業の実施方法や事業費等について条件を付す場合があります。

## 13 審査基準

### (1) 事業目的・方針の的確性

- ・ 生活困窮者自立支援制度の理念を踏まえていること

### (2) 事業内容の実現性

- ・ 事業内容に具体性・計画性があり、実現可能であること
- ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること

### (3) 事業実施方法の妥当性

- ・ 県及びその他の関係機関・団体との役割分担が明確かつ妥当であること
- ・ 多様な主体と協働して実施するものであること
- ・ 団体の特性を活かすことができるものであること
- ・ 個人情報の適切な管理・保護を徹底する体制であること

### (4) 事業の継続性

- ・ 安定した運営が確保され、継続した取組が可能であること

### (5) 事業費の妥当性

- ・ 事業費の積算が事業内容に対して妥当であること

## 14 契約の締結等

### (1) 契約の締結

県は、契約締結に向けて委託候補団体と事業仕様書等について協議を行い、協議が整った場合は、

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）に定める随意契約の手続きにより、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結するものとします。

(2) 事業費の支払い

事業費は、原則として県の履行確認後（事業完了検査後）に団体に支払います。

ただし、前金払いが必要な場合は、その方法を契約書で定めます。

(3) 契約保証金

免除とします。

(4) その他

事業費が変更され、委託候補者と9(1)の協議が整わなかった場合は、次点の団体と契約締結に向けた協議を行うものとします。

なお、本事業は、相談者の利便性や業務を継続的、効果的、効率的に実施するため、令和9年度の事業については、令和8年度の実績が良好な場合は、企画コンペを経ないで当該年度の契約の相手方と再契約することもあります（ただし、年度ごとに契約を締結します。）。

## 15 事業のスケジュール

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| ・募集           | 令和8年2月12日（木）～2月25日（水）午後5時まで |
| ・委託候補団体の審査・選考 | 令和8年2月下旬～3月上旬               |
| ・委託契約締結に向けた協議 | 令和8年3月上旬～中旬                 |
| ・委託団体の正式決定    | 令和8年3月下旬（県議会における予算成立後）      |
| ・委託契約の締結      | 令和8年4月1日（委託契約の締結、事務所の開設）    |

## 16 問合せ先及び応募先

鹿児島県保健福祉部社会福祉課地域福祉支援係（担当：永田）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁行政庁舎3階）

TEL：099-286-2841 FAX：099-286-5568 E-mail：swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp